

**千葉県移住・二地域居住プロモーション動画制作等業務委託
企画提案募集要項**

1 事業概要

(1) 業務委託名

千葉県移住・二地域居住プロモーション動画制作等業務委託

(2) 業務委託内容

千葉県移住・二地域居住プロモーション動画制作等業務委託企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。なお、受託者は県の制作意図を十分に理解し、県との連携を図りながら業務の遂行に努めるものとする。

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

(4) 納入場所

千葉県庁企画総合部地域づくり課地域活性化室

(5) 委託料の上限額

4,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）ただし、この金額は契約額や予定額を示すものではなく、事業の最大規模を示すための提案上限額であることに留意すること。

2 応募資格

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。

(3) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 別に定める「千葉県移住・二地域居住プロモーション動画制作業務委託企画提案審査委員会設置要領」により設置された審査委員会の委員及び委員が所属している団体ではないこと。

(6) 政治団体、宗教団体でないこと。

3 スケジュール (予定)

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年5月30日(金) |
| (2) 説明会参加申込締切 | 令和7年6月5日(木) 正午必着 |
| (3) 業務説明会 | 令和7年6月10日(火) |
| (4) 質問締切 | 令和7年6月16日(月) 午後5時必着 |
| (5) 応募締切 | 令和7年6月23日(月) 午後5時必着 |
| (6) 審査委員会 | 令和7年7月4日(金) |

ただし、事務上の都合により日程を変更できるものとする。

4 業務説明会

本業務に関する説明会を次のとおり開催する。

参加を希望する場合は、令和7年6月5日(木) 正午までにメールにて申し込むこと。なお、説明会に出席しない場合でも、本業務への応募は可能とする。

- | | | |
|-------|---|----------------------------|
| (1) 日 | 時 | 令和7年6月10日(火) 午後2時～ |
| (2) 場 | 所 | 千葉県庁本庁舎9階 総合企画部会議室(報道広報課隣) |
| (3) 申 | 込 | 先: 千葉県 総合企画部 地域づくり課 地域活性化室 |

「千葉県移住・二地域居住プロモーション動画制作等業務委託」担当宛て
メールアドレス kityo07@mz.pref.chiba.lg.jp

件名は「千葉県移住・二地域居住プロモーション動画制作等業務委託説明会の参加申込」とし、メールの本文に、企業(団体)名、参加者数及び連絡先を記載すること。

※会場規模の都合上、参加者数は1企業(団体)あたり2名までとする。

5 質問及び回答

本件に関する質問については、質問書によりメールで受け付ける。ただし、電話等による口頭での問い合わせ及び提案の状況、審査委員名等に関する質問は受け付けない。

※メール送信後、電話にて到着確認をすること。

※回答内容は、本要領及び業務仕様書等の追加、修正事項として取り扱う。

- | |
|-------------|
| (1) 質問の受付期間 |
|-------------|

令和7年6月10日（火）説明会終了後から令和7年6月16日（月）午後5時到着分まで

（2）提出先

千葉県総合企画部地域づくり課地域活性化室

「千葉県移住・二地域居住プロモーション動画制作等業務委託」担当宛て

メールアドレス (kityo07@mz.pref.chiba.lg.jp)

（3）件名

「千葉県移住・二地域居住プロモーション動画制作等業務委託についての質問」とし、メールの本文中に企業（団体）名・連絡先を必ず記載すること。

（4）質問書に対する回答期限と回答方法

本件に関する質問及びそれに対する県の回答については、令和7年6月19日（木）までに県ホームページへ掲載する。

6 応募方法等

（1）提出期限 令和7年6月23日（月）午後5時（必着）

（2）応募方法 持参又は郵送（FAX、メールでの応募は不可）

郵送による場合は、期限までに確実に到達する方法で行うものとし、発送後に、その旨を提出先の担当宛てに電話で連絡すること。

（3）提出先 千葉県総合企画部 地域づくり課 地域活性化室

「千葉県移住・二地域居住プロモーション動画制作等業務委託」担当宛て

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話 043-223-2447

7 応募書類

以下の企画提案書一式を6部作成、提出する。

（1）企画提案書一式

ア 企画提案書（様式第1号）

イ 企画提案概要説明書（様式第2号）

・本様式以外に添付したい資料等があれば、用紙は全てA4判（やむを得ずA3判の用紙を使用する場合は、A4判に折って綴じる）とし、企画提案概要説明書の最後に綴じること。

ウ 業務実施スケジュール（様式第3号）

エ 業務に関する経費見積書（様式第4号）

- ・本委託業務に関する全ての費用を算定・計上すること。
- ・課税業者、非課税業者を問わず、税込金額を記載すること。

- ・積算内訳については、全ての経費について項目別に詳細に記載すること。

オ 会社（団体）概要（様式第5号）

- ・契約受注実績については、県からの受注業務に限定されないこととし、概ね5年以内のもので3点以内とすること。

カ 業務実施体制（様式第6号）

- ・当該業務にかかわる実施体制を漏れなく記載すること。
- ・氏名は記載しないこと。

8 審査・選考方法

（1）審査方法

提出された企画提案書は、「千葉県移住・二地域居住プロモーション動画制作等業務委託企画提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、（3）の審査基準に基づき審査を行い、最も優れた提案者を受託候補者とする。

なお、提案者が5者以上の場合は、書面による一次審査を実施する。上位4者を2次審査の対象とし、審査結果を通知する。

（2）審査委員会について

提出された応募書類等に基づきプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

なお、プレゼンテーションに参加しない事業者は、辞退とみなす。

ア 実施場所

千葉県庁本庁舎9階 総合企画部会議室（報道広報課隣）

イ 出席者

本業務の実務担当者を含め3名以内とする。

ウ 時間

1者当たり30分以内（準備5分、説明15分、質疑応答10分）

※説明に制作イメージ動画の再生を含めることも可。

エ 内容

提出された応募書類等に基づくものとし、資料の追加は認めない。

オ 設備

プレゼンテーション用機材（パソコン等）が必要な場合は各事業者が準備すること。ただし、モニター（65型、HDMIケーブル附属）は県が準備する。

（3）審査基準

審査にあたっては、おおむね以下の評価基準により総合的に評価する。

項 目	審査基準
業務の 理解度	・業務の趣旨、目的及び仕様書の記載事項を理解しているか。
企画提案の 内容	・動画の企画は、本県の特徴や地域資源等の魅力を適切に理解したうえで、それらを効果的に活用したものが提案されているか。
	・動画の内容は、創意工夫や独創性、訴求力があり、本県での暮らしを想像できるものとなっているか。
	・制作する動画は、今後の活用方法を意識した構成となっているか。
経費 妥当性	・プロモーションの企画内容は、使用する広告媒体やその配分の考え方が具体的に示された提案となっているか。
	・プロモーションについて、本事業の目的を達成するための効果的かつ実現可能な目標値が設定され、適切な効果測定が見込まれる提案となっているか。
組織の 管理体制	・見積書に所要経費・算定根拠が明確に示され、合理的な内容であるか。
業務遂行 能力	・経験や実績に基づいた適切な体制・人員配置がされており、迅速かつ柔軟な対応のできる体制となっているか。
	・移住・二地域居住の促進事業に関し高い専門性や知見を有し、高い事業効果を期待できるか。
類似業務の 実績	・事業スケジュールが明確で実現可能性は十分か。
	・国や地方自治体等と連携した、類似の移住・二地域居住の促進事業等の実施実績が十分であるか。

(4) 審査結果

- ・選定結果は、応募者全員へメールで通知する。
- ・審査及び選定結果に係る問合せには応じない
- ・応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- (3) 同一の企画提案募集に、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一の企画提案募集に、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 同一の企画提案募集に、2以上の代理人をしたとき。
- (6) 経費見積書(様式第4号)の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (7) 審査委員会を欠席したとき。
- (8) 上に掲げるもののほか、提出書類の記載不備や審査委員会への大幅な遅刻等により、県が無効であると判断したとき。
- (9) 企画提案書などの提出期限に遅れた者
- (10) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (11) 見積書が指定した金額を超えている者
- (12) 審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接的または間接的に求めた者
- (13) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった者

10 委託契約

上記8により選定した最優秀提案者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議の上、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。

- (1) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月19日(木)まで
- (2) 契約にあたっての主な留意事項

ア 契約にあたっては、契約書を作成し、各1通を保有する。

イ 提案された企画内容をそのまま委託するものではないこと。

ウ 提案された企画内容を元に業務委託仕様書を作成し、契約するものとする(別添提案仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受託者決定後、協議の上、県が作成する。))。

エ 契約にあたっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納入すること。

ただし、契約保証金は免除する場合がある。

オ 本業務の全部又は一部について第三者に再委託してはならない。

ただし、受託業務の一部の再委託について書面により県の承諾を得たときはこの限りではない。

（３）委託料の支払い

ア 委託料の上限は、消費税込みで４，５００，０００円以内とする。

イ 委託料の支払時期については、受託者決定後協議の上、決定する。

１１ 注意事項

（１）企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。

（２）書類提出後の追加、修正、削除等の差し替え及び再提出は、一切認めない。また、提出された書類等は返却しない。

（３）提出された書類について、必要に応じて企画提案者から聞き取りを行う場合がある。

（４）提出された企画提案書などは、本事業の選定以外に無断で使用しない。提出された書類等は、千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例第６５号）に基づき開示する場合がある。

（５）提出された書類等は必要に応じて複写する。

（６）使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（７）提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。

（８）プロポーザルは事業者の選定を目的に行うものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。